

未利用間伐材等を燃料とする木質バイオマス発電設備認定の申請をされる事業者の方へ

木質バイオマス発電のうち、未利用間伐材等を使用燃料とする場合については、燃料となる木材が安定的に供給されること、既存の用途への影響が少ないことなどを確認するため、以下の対応をお願いします。

1 都道府県林務担当部局等への事前説明について

地域の森林資源の供給及び利用に関する方針や計画は、都道府県林務担当部局が中心となって策定しています。このため、設備認定申請を行う段階において、燃料（原木）の調達範囲となっている都道府県の当該部局に対し、当該発電計画（特に①燃料の使用予定数量に対する木材供給者毎の調達予定数量内訳、②素材生産者による増産方策をはじめとする燃料調達計画、③既存の需要者への対応）について、十分説明してください。原木の調達範囲が複数県にまたがる場合は、それぞれの都道府県の当該部局に説明してください。その際、原木の調達範囲と未利用材の賦存状況との整合が図られているか等について、当該部局に確認してください。

なお、国有林からの燃料調達を検討している場合は、当該国有林を管轄している森林管理局及び森林管理署等にも同様の対応をしてください。

2 林野庁におけるヒアリングについて

木質バイオマス発電の設備認定の審査に当たっては、林野庁にてヒアリングを実施し、都道府県林務担当者と木材供給者（森林組合等）も交えて事業計画の確認と情報の共有を行います。

ヒアリングに当たっては、記載例を参考に別添の事前チェック票について関係者（都道府県林務担当者、木材供給者等）と調整の上、記載をお願いします。

また、ヒアリング時には、燃料となる木材が安定的に供給されることについて十分確認するため、木材の安定供給協定（発電事業者とチップ生産業者との協定、チップ生産業者と木材供給者との協定等）の写しなど安定的に供給されることが具体的にわかる書類の持参をお願いしますので、あらかじめ木材供給者と調達予定数量等について協議を行うなど、ご準備いただくようお願いします。

本件に関する問合せ先

林野庁木材利用課木質バイオマス推進班

電話：03-6744-2297